

産婦人科医療機関の長 様

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長

不妊手術の届出について（通知）

日頃から、母子保健行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

標記については、母体保護法第 2 5 条に基づき、その月中の不妊手術の結果を翌月 1 0 日までに保健所経由にてご連絡をいただいておりますが、先般、府内の一部の医療機関より届出漏れのご連絡がありました。

つきましては、改めて不妊手術の届出について、以下のとおりお知らせいたしますので、ご留意ください。

記

1. 届出者

不妊手術を行った医師

2. 届出手続き

「不妊手術実施報告書及び不妊手術実施報告票」を府内保健所（※）に提出

※医療機関の所在地を所管する保健所

（参考）根拠法令 母体保護法

第 3 条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの

二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

第 2 5 条（届出） 医師又は指定医師は、第三条第一項又は第十四条第一項の規定によって不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

【お問合せ先】

健康医療部保健医療室  
地域保健課母子グループ 担当：高見

TEL：06-6944-6711

FAX 06-4792-1722